

業務指示書

ベトナム国ダニム水力発電所増設事業【有償勘定技術支援】

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)(以下「機構」という。)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2013年9月11日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 中野 勉 Nakano.Tsutomu@jica.go.jp

質問に対する回答：2013年9月17日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

() 業務主任者(総括)については補強を認めません。

(○) 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・日本国法令に基づき設立された内国法人(外資系を含む。)に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・内国法人が外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材で、いずれかの外国法人に在籍するもの又は個人コンサルタント

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦／現地）
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：海外における水力発電所の詳細設計および円借款事業に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容（国内及び現地）
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

() (1)と(2)を併せた記載分量は、10ページ程度としてください。

(○) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めません）。副業務主任者は1名を上限とする。上記、「2 業務の実施方針等、(4) 要員計画」においては、業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループとしての配置計画を立案・記載することとし、業務主任者と副業務主任者の個々の配置計画の記載は不要とする。

(2) 業務主任者（／副業務主任者）の経歴

以下(3)に掲げる項目に加え、総括責任者として必要な経験、能力等について記載して下さい。

(3) 評価対象業務従事者（評価対象者のみ）の経歴

- 1) 類似業務の経験
- 2) 海外業務の経験

- 3) 対象国（ベトナム及びその他全途上国）での業務の経験
- 4) 語学能力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 5) 学歴、業務歴、取得学位、資格等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 研修受講実績
- 7) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2013年9月20日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含む）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス (Y2) を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(VND1 = 0.0046 円 , US\$1 = 98.10 円 , EUR1 = 130.10 円)

第8 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。但し、技術評価の結果、各プロポーザル提出者の技術評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点の差が第1位の者の技術評価の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加算し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加算します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/土木
電気機器
水力機器

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

13.07 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2013年10月2日(水)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の経験・能力
- ②本件業務の実施方針
- ③業務主任者及び業務従事者の経験・能力

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

・技術評価点の差が僅少で見積価格を加味した場合には、価格点と技術評価点を合わせた合計点を公表する。

第9 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成要領」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成要領」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規定：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「規定」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ） 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

（ ） 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

以上

(補足説明)

1. プロポーザル提出様式の変更について

- (1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、従来の2穴バインダー（2穴リング式）綴じから紙製のフラットファイル綴じとします。

2. 契約変更手続きについて

(1) 要員計画の確定・変更

● 契約変更が必要な事項

- ア. 契約時の総人月が増える場合
- イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代
- ウ. 増額の必要が生じる場合

● 打合簿の作成が必要な事項

- ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代
- イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）
- ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認
- エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定
- オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

● 打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

- ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更
- イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）
- ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

【留意事項】

- ・ [直接経費] ・ [直接人件費] ・ [その他原価] ・ [一般管理費等] の費目間流用はできず、[直接経費] ・ [直接人件費] ・ [その他原価] ・ [一般管理費等] のそれぞれの費目において増額の必要が生じる場合は、以下(3)のとおり契約変更を行う。
- ・ 異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等の増減に留意する。また、同じ業務従事者であっても、国内作業と現地作業とを振り替えることにより旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・ 業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書（評価対象業務従事者）または業務従事者名簿（評価対象外業務従事者）を打合簿に添付する。
- ・ 同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

(2) 費目間流用

[直接経費] ・ [直接人件費] ・ [その他原価] ・ [一般管理費等] の費目間の流用はできない。ただし、[直接経費] 内の費用に関しては、状況により費目間の流用が可能な場合がある。

(3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き

●変更により契約金が増額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合

(ア)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）

(イ)変更契約書締結

●変更により契約金額が減額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下

(ア)精算時戻入

【留意事項】

- ・契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

プロポーザル評価表

ベトナム国ダニム水力発電所増設事業【有償勘定技術支援】

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 当該業務実施上のバックアップ体制 (本邦/現地)	4.00	
2. 本件業務の実施方針	(30.00)	
(1) 業務指示書の理解度	3.00	
(2) 業務方針的確性	9.00	
(3) 業務方法、作業計画の業務方針との整合性、現実性等	12.00	
(4) 要員計画の妥当性	6.00	
(5) その他 (実施設計・施工監理体制)		
(6) 業務主任者によるプレゼンテーション (業務方針的確性、現実性等)		
3. 業務主任者及び業務従事者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
1) 業務主任者の経験・能力 総括/土木	(30.00)	(24.00)
イ 類似業務の経験	12.00	10.00
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	3.00	2.00
ハ 語学力	5.00	4.00
ニ 業務主任者としての経験及び評価	6.00	5.00
ホ その他学位、資格等	4.00	3.00
ヘ 業務主任者によるプレゼンテーション (専門的資質、表現方法の理論性、説得力、業務への取組意欲等)		
2) 業務管理グループの管理体制	-	(6.00)
イ 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力	(30.00)	
1) 担当事項：電気機器	(15.00)	
イ 類似業務の経験	7.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	2.00	
ハ 語学力	3.00	
ニ その他 学位、資格等	3.00	
2) 担当事項：水力機器	(15.00)	
イ 類似業務の経験	7.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	2.00	
ハ 語学力	3.00	
ニ その他 学位、資格等	3.00	
3) 担当事項：	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
4) 担当事項：	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容等に関する事項

1. 業務の背景

ベトナム国（以下、「ベ」国）は2007年以降、年平均6%を超える高いGDP成長率を達成し、これに伴い、電力需要は年平均12.5%で伸長しているが、電力供給整備が追い付いていないため、電力需給が逼迫し、特に日系企業が多く進出する「ベ」国南部地域においては、例年計画停電が実施される等、同国の経済・社会活動に負の影響を与えており、2013年にはベトナム南部におけるピーク時の電力供給予備率は-8.2%となる見込みである。

2011年に承認された「第7次国家電力マスタープラン」（2011～2020年）では、2011年から2020年にかけて全国で計50,000MW近くの電源開発が計画されている。このうち「ベ」国南部では、最大電力需要が9,359MWから26,686MWに増加するとの予測に対応して、2020年までに23,735MWの電源開発が計画されているが、資金不足、売電交渉の長期化、工期遅延等により電源開発が遅延し、「ベ」国南部の電力需給バランスが逼迫している状況にある。このような状況を受け、ピーク用電源として最適であり、工期の比較的短い、既設水力発電所増設の必要性・緊急性が認識されるところとなり、「ベ」国南部のラムドン省とニントゥアン省の省境に位置する既設ダニム水力発電所（40MW×4基）において、80MW（80MW×1基）の水力発電機器等を増設し、合計出力を240MWとする計画が立案されている。ダニム水力発電所の増設は同マスタープランの対象事業として当初計画されていなかったものの、早期に開発すべき電源として、ハイ副首相の指示により、2012年9月に同マスタープランの事業リストに追加されている。なお、ダニム水力発電所は、当初1959年の日本の対ベトナム戦後賠償及び円借款の供与により建設され、1964年に運開している。また、1997年に、老朽化したダニム水力発電所及び送変電施設の改修を目的とした円借款「ダニム電力システム改修事業」が供与されている。これらの経緯を踏まえ、ベトナム側からは、ダニム水力発電所の増設に対し、円借款による支援が要請されている。

「ベ」国関係機関は、2016年8月の運開を目標とした事業スケジュールを組んでおり、この事業実施スケジュールを確保すべく、事業実施機関でありダニム・ハムトゥアン・ダーミー水力発電会社（Da Nhim-Ham Thuan-Da Mi Hydro Power Joint-Stock Company：以下、「DHD」）が詳細設計並びに入札図書の作成、PQ評価を自己資金で行うこととしている。他方DHDは、本事業の迅速性ととともに事業の質を担保する観点から、これらの業務に対するJICAによる技術支援を要請している。本事業は2013年度前期案件として2013年10月にE/N、L/A締結見込みであり、かかる状況において、DHDによる詳細設計・入札図書の質の向上、調達業務の円滑化を促進する観点から、有償資金協力専門家による支援を行うものである。

2. 業務の目的

「ベ」国南部の既設ダニム水力発電所の増設事業（80MW×1基）について、DHDによる詳細設計、入札図書の作成に対して、技術的助言・支援を行うとともに、それら施設の調達（事前資格審査、入札評価、契約関連業務）について、「円借款事業の調達及びコンサルタント雇用ガイドライン（2012年4月版）」を踏まえて、必要な技術支援を行うこと。なお、本事業の概要は次のとおり。

（1）増設事業の概要

「ベ」国南部の既設ダニム水力発電所内において、80MW（80MW×1基：縦軸ペルトン）の水力発電機器を増設し、合計出力を240MWとする。

表：事業スコープ

		設備名	数量
水路	取水口及びゲート		1 式
	導水路トンネル		4,989m
	サージタンク		1 式
	水圧鉄管		2,257m
	バルブハウス		1 式
	取水口弁		1 式
	放水路		15m
発電機	縦軸ペルトン水車	82MW	1 基
	同期発電機	90MVA	1 基
	制御装置	—	1 式
開閉器	変圧器	230/13.2kV 90MVA	1 基
	245kV 遮断器	3150A、短絡容量、 40kA	1 式
その他	発電所建屋拡張		1 式
	天井クレーン		1 台
	定格落差		720m
	最大発電使用水量		13.2m ³

(2) 既設ダニム水力発電所の概要

- ① 出力：160MW (40MW×4 基) ② ダム形式：貯水式
 ③ 水車：横軸ペルトン ④ 取水源：ダニム川

(3) 増設事業にかかる土木工事、調達機器等の内容

- パッケージ1 (国内競争入札)：土木工事
 パッケージ2 (国内競争入札)：水力機器
 パッケージ3 (国際競争入札)：電気機器

3. 業務対象地域

「ベ」国南部ホーチミン市から北東約 300km のラムドン省とニントゥアン省の省境に位置するダニム水力発電所および DHD の本部所在地であるラムドン省バオロック市

4. 相手国実施機関

- (1) 所管省庁
 ベトナム商工業省 (Ministry of Industry and Trade : MOIT)
 (2) 関係機関
 ベトナム電力公社 (Vietnam Electricity : EVN)
 (3) 実施機関
 ダニム・ハムトゥアン・ダーミー水力発電会社 (Da Nhim-Ham Thuan-Da Mi Hydro Power Joint-Stock Company : DHD)

5. 業務の範囲

本業務の受注者は「2. 業務の目的」を達成するために、「6. 業務実施上の留意点」に十分に配慮しながら、「7. 業務の内容」に示された業務を行う。また、業務の進捗に応じ

て、「8. 成果品等」を作成し、JICA に対し説明・協議のうえ提出する。

6. 業務実施上の留意点

(1) 本業務の位置づけ

円借款事業における詳細設計・入札図書の作成、調達手続（事前資格審査、入札評価、契約手続き等）は通常、円借款により実施機関が調達するコンサルタントが実施及び支援を行っている。他方、本事業では、早期の運用開始の観点から、当該コンサルタント（ベトナム企業）を DHD が自己資金で調達・契約することとし、円借款を活用し実施機関が調達するコンサルタントは、施工監理及び工事中の環境対策のみを行うという整理としている。したがって、受注者は、予定された事業実施スケジュールの確保かつ、DHD 及び DHD が調達するローカルコンサルタントが作成する詳細設計・入札図書について、国際レベルの品質が確保出来るように必要な技術的助言・支援を行う。特に既設発電機と同様に高い設計・施工品質の確保、720m の急斜面・高落差を有する水圧鉄管の設置工事の設計・施工品質および安全確保、そして既設貯水式ダムを供用しながらのダム側工事の施工品質および安全確保などにおいて国際事業経験のある専門家による技術支援が求められている。

(2) 事業の安全性確保の観点からの技術支援

既述のとおり、本事業は、迅速性が求められる一方で、急斜面・高落差での水圧鉄管の設置、また、既設機器の運用を継続した状態での既設ダム内への仮設用コフファーダム設置など、安全面で高い配慮が必要な事業である。受注者は、詳細設計・入札図書・施工計画の作成において、「円借款事業の調達及びコンサルタント雇用ガイドライン（2012 年 4 月版）」を踏まえ、必要かつ十分な安全対策が盛り込まれるよう助言・支援を行うこと。

(3) 入札評価・契約関連業務における対象パッケージ

円借款事業として調達される 3 つのパッケージのうち、詳細設計・入札図書関連業務については、すべてのパッケージを対象に業務を行うが、入札評価・契約関連業務については、国際競争入札が予定されているパッケージ 3（電気機器）に対してのみ支援を行うこととし、その他二つのパッケージについては国内競争入札であることから本業務の対象外とする。

7. 業務の内容

【国内業務期間】

(1) 既存資料の収集・分析

既存資料を収集・分析し、現地業務の基本方針及び具体的な作業計画等を作成する。

(2) JICA との打ち合わせ

JICA の指示に基づき、打ち合わせ等を行う。

【現地業務期間】

(1) 詳細設計・入札図書関連業務（2013 年 11 月～2014 年 1 月を想定）

実施機関が行う以下業務につき、技術的な観点からレビューし、助言・支援を行う。なお、入札評価は事前資格審査組み込み式としていることから、入札図書の作成時に事前資格審査の評価項目を実施機関が行うこととなっている。

① 土木工事に必要な以下項目を含む詳細設計及び入札図書の作成

- 設計、施工図面
- 工事数量表の作成
- 施工計画
- 主要構造物の数量積算及び単価を含む工事費（環境対策費を含む）

- ② 水力機器の製造に必要な以下項目を含む詳細設計書及び入札図書の作成
 - 設計、施工図面
 - 工事数量表の作成
 - バルブ等の要求性能および諸元の作成
 - 施工計画
 - 主要構造物の数量積算及び単価を含む工事費（環境対策費を含む）
- ③ 電気機器の製造に必要な以下項目を含む詳細設計書及び入札図書の作成
 - 設計、施工図面
 - 要求性能および諸元の作成
 - 施工計画
 - 主要構造物の数量積算及び工事費
- ④ 工事スケジュールの作成
- ⑤ 安全対策計画の作成
- ⑥ 環境社会配慮計画の作成
- ⑦ 資金計画の作成
- ⑧ 事前資格審査の評価項目の作成
- ⑨ 入札図書にかかる JICA ベトナム事務所への同意申請手続き

(2) 入札評価・契約関連業務（2014年2月～2014年7月を想定）

パッケージ3に対して実施機関が行う以下の業務につき、「円借款事業の調達及びコンサルタント雇用ガイドライン（2012年4月版）」を踏まえ、必要な助言・支援を行う。

- ① 評価実施体制の構築
- ② 応札予定者からの質問対応
- ③ 事前資格審査の評価報告書作成
- ④ 技術評価及び報告書作成
- ⑤ 応札者のプロポーザル不明点に係る確認
- ⑥ 技術評価報告書にかかる JICA ベトナム事務所への同意申請手続き
- ⑦ （技術評価通過者に対する）財務評価及び報告書作成
- ⑧ 財務評価結果にかかる JICA ベトナム事務所への同意申請手続き
- ⑨ 落札者との契約に係る JICA 事務所への同意申請手続き
- ⑩ 失注した応札者へのデブリーフィング

【帰国後最終整理期間】

- (1) 全体業務結果につき、業務完了報告書を作成する。
- (2) JICA の指示に基づき、帰国報告を行う。

8. 成果品等

(1) 業務実施計画書

提出時期：2013年10月下旬

提出部数：英文7部（うち先方に5部）、和文5部

記載事項：①業務の基本方針、②業務工程、③要員配置計画、④業務実施体制

(2) 中間報告書

提出時期：2014年3月下旬

提出部数：英文7部（うち先方に5部）、和文5部

記載事項：業務の進捗状況をまとめたもの

(3) 業務完了報告書

提出時期：2014年9月上旬

提出部数：英文7部（うち先方に5部）、和文5部

記載事項：全業務結果を取りまとめたもの

なお、上記成果品は簡易製本とし、電子データもあわせて提出すること。

第3 業務実施上の条件

1. 業務の工程

本業務は2013年10月に国内作業を実施し、その後速やかに現地業務を開始する。現時点で本事業では以下の工程が想定されており、2014年9月上旬に業務完了報告書を提出する。なお、詳細設計・入札図書の作成、および入札評価にかかる技術支援に対し、現地業務を重点的に配分することが望ましい。

2013年6月～2014年1月：詳細設計・入札図書の作成、JICAへの同意手続き

※ベトナム側で既に一部作業を開始済み

2014年2月～2014年3月：プロポーザル作成期間

2014年4月～6月：入札評価、JICAへの同意手続き

2014年7月：契約交渉、JICAベトナム事務所同意手続き

変更が必要な部分は、プロポーザルにて具体的な理由とともに提案する。

なお、調達手続きについて、ベトナム側の内部手続きの関係で予定通り業務が進捗しない場合、契約変更による契約期間の延長を行うことがあり得ることに留意する。

2. 業務量の目処

合計約24.14MM

3. 業務従事者の構成

本業務には、下記の担当分野の団員を想定している。なお、上記の業務量を超えない範囲において、担当分野の変更・追加または、統合・分離が必要と考えられる場合は、明確な理由と共にプロポーザルにて提案すること。

下記に記載された格付目安を超える格付提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記してください。

- 1) 総括／土木：2号
- 2) 電気機器：3号
- 3) 水力機器：3号
- 4) トンネル技術
- 5) 契約監理
- 6) 環境社会配慮

4. 参考資料

JICAホームページの「円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドライン・標準入札書類等」

(http://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/procedure/guideline/index.html)で「円借款事業の調達及びコンサルタント雇用ガイドライン(2009年3月版)」の閲覧が可能である。

5. 安全管理

現地調査期間中は安全管理に十分留意すること。当地の治安状況については、JICAベト

ナム事務所、在ベトナム日本国大使館において十分な情報収集を行うと共に、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意すること。

6. 対象国の便宜供与

受注者の執務室は、相手国実施機関により、DHD 内に用意される予定である。

以上

